

・本ケースはケースワークによる学習を目的としたものであり、学習効果を高めるために事実とは異なる点があります。
・本ケースは上記目的以外の使用は一切できません。
・本資料はいかなる媒体へのコピーもこれを禁止します。
・他資料へ引用・転載は一切できません。

ケーススタディ：法務・労務に関するケース

1. 定款に以下の項目を記載した
 - ・外国人に株式を譲渡するには取締役会の決議を必要とする。
 - ・取締役は当社の株主であることを要す。
 - ・取締役の任期を4年とする。
 - ・代表取締役は3人以内とする。

2. A社はB社の株式を50.1%取得し、以下の行為を行った。
 - ・A社がB社の仕訳帳の参照を要求した。
 - ・A社が臨時株主総会を招集請求し、その場において任期中のB社の取締役全員を株主過半数の決議にて解任した。

3. 大手鉄工メーカーX社の代表取締役佐藤氏は、飲料メーカーY社の社外取締役として就任した。X社は多角化の一環として飲料事業への進出を決定し、子会社として飲料メーカーZ社を設立した。その後佐藤氏はZ社の取締役として就任した。

4. 食品メーカーA社には取締役が以下のとおり5名いる。

・代表取締役社長	中村
・専務取締役	山田
・営業・仕入担当取締役	村上
・経理担当取締役	川田
・人事・総務担当取締役	東

A社は食品衛生法で認められていない材料を自社の食品に使い、マスコミから指摘を受けた。そのため大手量販店から一斉に取引停止となり、膨大な損害を受けた。そのため、A社株主の1人が株主代表訴訟にて訴えを起こした。法的責任を追及されるのは誰か？

・本ケースはケースワークによる学習を目的としたものであり、学習効果を高めるために事実とは異なる点があります。
・本ケースは上記目的以外の使用は一切できません。
・本資料はいかなる媒体へのコピーもこれを禁止します。
・他資料へ引用・転載は一切できません。

5. 飲料メーカーA社は東京証券取引所二部に上場している。ライバル飲料メーカーB社はA社の経営権取得のため、秘密のうちに証券市場にてA社の株式を取得していき、過半数に届く寸前まで来た。A社経営陣は自社の株価が上昇していくのに驚き、B社の買収意向を察知した。そこで従来から取引関係のある食品メーカーC社へ第三者割当増資をすることでその防戦に入った。

後 略

SAMPLE